

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ ファイヤーウォールの優遇措置

**Q** : コンピュータへの不正アクセスに対する防御設備の取得に対して税制面での優遇措置が設けられたそうですが、概要を教えてください。

**A** : 固定資産税の課税標準を3分の2に軽減する措置や、取得価額の20%の特別償却制度が設けられました。

### 【解説】

平成12年度の改正では、いわゆるハッカーなど、コンピュータへの不正アクセスに対する防御設備に対しての固定資産税軽減措置や特別償却制度が設けられました。

固定資産税では、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に取得、製作した一定の不正アクセス防御装置について、課税標準を最初の5年間については価格の3分の2とする措置が設けられました。固定資産税の軽減措置を受けるには、その装置について、郵政省地方電気通信管理局の証明を受けなければならないこととされています。

また、特別償却制度は、青色申告書を提出する個人や中小企業者が、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に取得、製作し、事業の用に供したもので、1台又は1基の取得価額が180万円以上の一定の不正アクセス防御装置について、取得価額の20%の特別償却を認めるというものです。特別償却の対象となる機種 of 具体的な告示はされないようですが、郵政省地方電気通信管理局への問い合わせである程度確認ができるようです。



KIMIYO・I